

## 上勝町農業用機械等貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町民が農業環境を整備し、町内の農地の保全、遊休農地の解消、新規就農者の支援及び民有地緑化の保全並びに伐採木及び剪定枝等の適正処理の推進を図るため、上勝町（以下「町」という。）が所有する農業用及び緑地管理用機械等（以下「機械等」という。）の貸出しを行う事業（以下「貸出事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2条 機械等の貸出しを受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- 1 農業用機械（町内の農地等を所有、管理又は作業を行う者）
- 2 緑地管理用機械（町内に在住し農地・緑地等を所有、管理又は作業を行う者）
- 3 樹木粉碎機（町内の農地等を所有、管理又は作業を行う者）

（貸出しをする機械等及び利用料）

第3条 貸出しをする機械等及び利用料は、別表のとおりとする。

- 2 機械等の損耗、破損等により修繕の必要が生じた場合は、修繕が完了するまで貸出しを停止する。

### (貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として貸出日から起算して3日以内（返却しようとする日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日まで）とする。

ただし、町長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

### (貸出しの申込み)

第5条 機械等の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、原則として機械等の借り受けを希望する7日前までに農機具等貸出申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に貸出しを受けたことがある者については、電話その他町長が適当と認める方法により申込みを行うことができる。
- 3 申込み及び利用料の支払に関する事務手続は、産業課又は委託業者で行う。
- 4 機械等の貸出しは、事前申込制で先着順とする。

### (貸出しの承認)

第6条 町長は、前条の規定による貸出しの申込みがあったときは、その内容を審査し適当と認められたときは、申込者に貸出しすることとする。

### (貸出し及び返却)

第7条 機械等の貸出し及び返却の場所は、落合倉庫（旧福原小学校体育館下駐車場。上勝町大字福原字川北30番地）又は委託業者の指定する場所とする。

- 2 機械等の貸出しは、町職員又は委託業者職員（以下「職員等」という。）の立会いのもとで行う。機械等の貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、機械等に不具合が無いか、職員等とともに確認した上で貸出しを受けるものとする。
- 3 町長は、貸出した機械等の不調について相談があった場合は、状況確認等を行い、対応するものとする。

- 4 利用者による機械等の返却は、職員等の立会いのもとに行う。また職員等は、機械等の正常な作動、破損箇所の有無、燃料の残量及び機体の汚れについて点検を行い、確認して返却を受ける。
- 5 町長は、機械等の貸出しに際して必要な条件等を付することができる。

(目的外利用の禁止)

第8条 利用者は、承認を受けた目的以外に利用し、若しくはその権利を譲渡し又は転貸してはならない。

(貸出承認の取消し)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの承認を取消することができる。

- 1 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 機械等の管理上支障があるとき。
- 3 公益上の必要が生じたとき。
- 4 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の貸出承認の取消しによって利用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(委託業務)

第10条 町は、第1条の目的を達成するために町貸出事業を実施するにあたり、法人その他の団体に貸出事業に係る業務を委託することができる。

故障や不具合による修繕は、委託業者が責任を持って行い、その際の費用についても負担するものとする。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 機械等の利用を終了したとき、又は第9条の規定により貸出承認を取消されたときは、機械等を十分に清掃した後、速やかに返却すること。
- 2 機械等の利用により事故が生じたときは、直ちに町長に報告すること。
- 3 貸出中に追加燃料が必要となった場合は、利用者が負担すること。
- 4 利用者は機械等の利用にあたり、保護具等を着用するなど、安全に十分配慮しなければならない。
- 5 利用者は機械等の利用にあたり、石、金属その他機械の故障又は破損の原因となるものがある場所で使用してはならない。また、これらを機械等に投入してはならない。
- 6 利用者は、自らの責任において機械等を利用するものとし、利用対象地の所有者、管理者その他関係者との間に紛争等が生じた場合は、利用者の責任において解決しなければならない。

第12条 利用者は、故意に機械を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

2 町長は、機械等の利用によって利用者、土地所有者、管理者、委託業者職員その他第三者に生じた損害について、その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機械等名称	利用料 (1台・組/1回)	所有台数	備考
自走式草刈機 (ハンマーナイフモア)	2,000円	2台	軽トラック昇降用 アルミブリッジ込み
樹木粉碎機	2,000円	1台	軽トラック昇降用 アルミブリッジ込み

上記利用料は消費税等を含む。